

長崎市移住支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の人口減少対策及び法人の人手不足の解消に向け、人口の一極集中が顕著な東京圏から本市への移住・定住を促進するため、東京23区に在住又は在勤していた者のうち、本市に移住し長崎県内で就業、創業若しくは事業承継若しくは長崎県外からの事業所の移転を行った者又は所属事業者の業務をテレワークで行う者に対し、予算の定める範囲内において移住支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年までの人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- (4) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民登録することをいう。
- (5) 同一世帯 住民票上における同一の世帯をいう。
- (6) 事業者 事業を行う個人（個人事業主）及び法人をいう。
- (7) テレワーク 情報通信技術を活用し、事業所以外の場所で働くことをいう。
- (8) 事業所の移転 事業を行う個人が転入し、かつ、長崎県内に事業所の異動の届出を行っていること又は法人の代表者が転入し、かつ、当該法人の本店を長崎県外から長崎県内に異動の届出を行っていることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号に規定する要件を全て満たし、かつ、第2号から第5号までに規定する要件のいずれかを満たす本市へ移住をした者とする。

- (1) 移住等に関する要件 ア、イ及びウの全てを満たしていること。

ア 移住元に関する要件 次の（ア）及び（イ）を満たしていること。

- （ア） 転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住

又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京２３区に通勤していたこと。この場合において、東京圏に在住し、東京２３区内の大学等（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定される大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校（農業大学校は除く。）並びに省庁大学校たる国立看護大学校、職業能力開発総合大学校及び水産大学校をいう。）へ通学し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京２３区内に通勤していた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 転入する前日まで連続して１年以上、東京２３区に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京２３区に通勤していたこと。ただし、東京２３区への通勤の期間については、転入する３月前までを当該１年の起算日とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次の（ア）及び（イ）の全てを満たしていること。

(ア) 転入後１年以内であること。

(イ) 補助金の交付申請日から５年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てを満たしていること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者を含む世帯員の全員が、過去１０年間に申請者を含む世帯員として補助金を受給していないこと。ただし、補助金を全額返還した場合又は過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し１８歳以上となり申請する場合を除く。

(エ) 本市市税を滞納していないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てを満たしていること。ただし、内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、就業した者であって、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職を前提とした雇用でない場合にあっては、ア、オ及びカを満たすこと。

ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 就業先の求人が、長崎県の「移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び創業支援事業実施要領（平成３１年４月２６日３１地づ第５９号。以下「県実施要領」という。）」に基づき、長崎県が運営するマッチン

グサイト（以下「マッチングサイト」という。）に補助金の対象として掲載している求人であること。

ウ イの求人への応募の日が、当該求人がマッチングサイトに掲載された日以降であること。

エ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

オ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、マッチングサイトに掲載されている法人に就業し、かつ、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てを満たしていること。

ア 所属している事業者からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 本市で恒常的に事業所へ通勤せずにテレワークにより勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属している事業者から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 創業に関する要件 県実施要領に基づく創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けており、かつ、個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。

(5) 関係人口に関する要件 長崎市の関係人口としてアの要件を満たし、かつ、イのいずれかの要件を満たしていること。

ア 関係人口の範囲 申請者又は申請者の同一世帯の者が、別表第1に定める要件のいずれかを満たすこと。

イ 地域の担い手確保に関する要件 申請者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(ア) 本市内で農林水産業に従事していること。

(イ) 自治会並びに本市内に拠点を置く特定非営利活動法人その他地域活動団体が行う活動に継続して参加する意思があり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

a 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てを満たす者

(a) 勤務地が長崎県内に所在すること。

(b) 就業先が、長崎県内に事業所を有する事業者であること。

(c) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、かつ、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(d) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用

であること。

- b テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てを満たしていること。
 - (a) 長崎県外の事業者に所属し、就業先からの命令ではなく、自己の意思により本市を生活の本拠とし、テレワークにより就業先の業務を行うこと。
 - (b) 本市で恒常的に事業所へ通勤せずにテレワークにより勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (c) 内閣府が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属事業者から当該移住者に資金提供されていないこと。
- c 創業に関する要件 長崎県内で個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。
- d 事業承継に関する要件 長崎県内の事業者から事業承継し、新たにその事業者の代表となっていること。
- e 事業所に関する要件 事業所の移転を行っていること。

2 補助対象者が2人以上の世帯の申請をする場合にあっては、前項に掲げる要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。ただし、世帯員が移住元において胎児であった場合は、同一世帯に属していたものとみなす。
- (2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員（移住元において胎児であった者であって、移住後に出生した者を含む。以下この項において同じ。）が補助金の交付申請日において、同一世帯に属していること。
- (3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも補助金の交付申請日において転入から1年以内であること。
- (4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身世帯 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円（補助金の交付申請日の属する年度の4月1日において満18歳未満の者（補助対象者の配偶者を除く。以下同じ。）を帯同して移住する場合は、満18歳未満の者1人につき100万円を加算する。）

（交付の申請）

第5条 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市移住支援補助金交付申請書（第1号様式）を用いるものとする。

2 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、補助金の交付申請日の属する年

度の2月15日とする。

3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの添付書類を省略する。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 単身世帯の補助金の交付申請をする場合

ア 移住元の住民票謄本、住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し

イ 移住先の住民票謄本

ウ 本市市税を滞納していないことの証明書

エ 申請者の写真付き身分証明書の写し

オ 個人情報の利用、提供又は収集に関する同意書（第2号様式）

カ 別表第2に掲げる書類

(2) 2人以上の世帯の補助金の交付申請をする場合

ア 移住元の住民票謄本又は補助対象者を含む世帯の構成員2人分の住民票の除票の写し

イ 移住先の住民票謄本

ウ 補助対象者が本市市税を滞納していないことの証明書

エ 申請者の写真付き身分証明書の写し

オ 個人情報の利用、提供又は収集に関する同意書（第2号様式）

カ 別表第2に掲げる書類

(3) 前各号に定めるもののほか、補助対象者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

5 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 補助金の交付申請日から5年以内に本市から転出しないこと。

(2) 補助金の交付申請日から1年以内に第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞さないこと。

(3) 県実施要領に基づく創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を取り消されないこと。

（交付の条件に関する特例）

第6条の2 市長は、補助対象者が前条第1号又は第2号に定める事項を満たさなくなるおそれがあることを申し出た場合で、当該事項を満たさなくなることについて事情やむを得ないものとあらかじめ市長が承認したときは、同条第1号又は第2号の規定による条件は適用しないものとする。

2 前項の規定による申出は、補助対象者が前条第1号又は第2号に定める事項を満たさなくなる事実が発生する前に長崎市移住支援補助金に関する返納申出書（第3

号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、返納を申し出る額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額としなければならない。

- (1) 第1項の規定により市長の承認を受けようとする者のうち、補助金の交付申請日から3年未満に本市から転出する場合 補助金の全額
- (2) 第1項の規定により市長の承認を受けようとする者のうち、補助金の交付申請の日から1年以内に第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞する場合 補助金の全額
- (3) 第1項の規定により市長の承認を受けようとする者のうち、補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から転出する場合 補助金の2分の1

3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、その承認又は不承認について、長崎市移住支援補助金返納申出承認(不承認)通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(不交付の決定)

第7条 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不適当と認めたときの通知は、補助金不交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日とする。

(決定の取消)

第9条 規則第22条の規定により、規則第8条第3項及び規則第16条第3項において準用する規則第6条の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により行うものとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第1項第2号の規定を満たし補助金の交付を受けた者は、補助金の交付申請日から1年を経過した日の翌日から起算し30日以内に就業証明書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、第6条に定める条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 規則第17条に規定する補助金の返還を命ずるときの通知は、補助金返還請求書(第8号様式)により行うものとする。

(返還の額)

第12条 規則第17条に規定する補助金の返還を命ずるときの額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 規則第16条第1項第1号による取り消しを受けた場合 補助金の全額
- (2) 規則第16条第1項第4号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申

請日から3年未満に本市から転出した場合 補助金の全額

(3) 規則第16条第1項第4号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申請の日から1年以内に第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合 補助金の全額

(4) 規則第16条第1項第4号による取り消しを受けた者のうち、県実施要領に基づく創業支援事業に係る創業支援金の交付決定の取り消しを受けた場合 補助金の全額

(5) 規則第16条第1項第4号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 補助金の2分の1
(補助金の交付手続の特例)

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書の提出及び規則第13条の補助金等確定通知書による通知は省略するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和元年7月26日告示458号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (令和2年3月17日告示87号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和元年12月20日以後に転入した者であり、かつ、同日以後に改正後の同要綱第3条第1項第2号又は第3号に規定する要件を満たす者の申請に係る補助金から適用し、同日前に転入した者又は改正前の同要綱第3条第1項第2号若しくは第3号に規定する要件を満たす者の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年3月29日告示225号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和3年2月26日以後に転入した者であり、かつ、同日以後に改正後の同要綱第3条第1項第1号ア(イ)の

後段、第2号のただし書、第3号又は第5号に規定する要件を満たす者の申請に係る補助金から適用し、同日前に転入した者又は改正前の同要綱第3条第1項第2号若しくは第3号に規定する要件を満たす者の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年4月2日告示305号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日告示605号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年7月15日告示401号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に転入した者の申請に係る補助金から適用し、同日前に転入した者の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年11月11日告示577号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月30日告示125号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年5月10日告示254号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和５年７月１４日告示３８１号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日以後に転入した者の申請に係る補助金から適用し、同日前に転入した者の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月２９日告示２５７号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市移住支援補助金交付要綱第３条の規定は、令和５年６月２３日以降に本市に転入した者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお、従前の例による。

附 則（令和６年１２月２６日告示８０３号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市移住支援補助金交付要綱第６条の２の規定は、この要綱の施行の際現に第６条各号に定める事項を満たしている者について適用し、この要綱の施行の日前に同条各号に定める事項を満たしていない者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和７年３月２８日告示２９３号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前に補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和７年６月１２日告示５２３号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以降に本市

に転入した者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお、従前の例による。

- 3 改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第3条関係）

要件	証明書类等
当該補助金の申請前に長崎県及び本市が設置する移住に関する相談窓口に相談を行い、長崎県にあっては移住者支援システム、本市にあっては相談記録のどちらかに掲載されていること。	
長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に居住したことがあること。	居住していた自治体の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し
長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校に通学したことがあること。	卒業証書の写し、在学証明書又は在学時の成績表
長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する事業所で勤務したことがあること。	事業所の退職証明書又は雇用保険離職票の写し
長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体にふるさと納税等の寄付をしたことがあること。	寄附金受領証明書の写し
長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体で行う事業に対し、寄付又は出資を行い、地域活性化に寄与したことがあること。	自治体が発行する領収書、証明書等寄附又は出資を行ったことがわかる書類
長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校、事業者及び市民活動団体の事業実施に関わり、教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与したことがあること。	事業計画書、契約書等事業実施に関わっていたことがわかる書類
長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する事業者に対して出資を行い、地域経済の発展に寄与したことがあること。	事業者が発行する領収書、証明書等寄附又は出資を行ったことがわかる書類
長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する市民活動団体の会員と	市民活動団体の会員名簿

なり、地域課題の解決に寄与したことがあること。	
長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体等が自治体の振興を図るため、情報発信又は情報提供及び親善交流を行うことを目的として任命した者であること。	
長崎商工会議所が実施している長崎歴史文化観光検定に合格したこと。	長崎商工会議所が発行する合格が証明できるもの
長崎県内に本拠地を置き、長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体の芸術・文化・スポーツ等の振興に寄与している団体のファンクラブ等に参加していること。	会員証等加入を証明できる書類

別表第2（第5条関係）

区分	証明書類等
第3条第1項第1号アに規定する要件を満たす者のうち、2人以上の世帯の申請をする者で、住民票謄本及び住民票の除票の写しにより、通算5年以上、東京23区に在住していることを証明できないもの	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写し
第3条第1項第1号アに規定する要件を満たす者のうち、住民票の謄本、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の写しにより、通算5年以上、東京23区に在住していることを証明できないもの	戸籍の附票の除票の写し又は理由書（第1号様式）
第3条第1項第2号又は第5号イ(イ)aに規定する要件を満たす者	就業証明書（第2号様式）
第3条第1項第3号又は第5号イ(イ)bに規定する要件を満たす者	就業証明書（第3号様式）
第3条第1項第4号に規定する要件を満たす者	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類 (1) 個人事業主 創業支援金の交付決定通知書の写し及び個人事業の開業届出書の写し又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し (2) 法人経営者 創業支援金の交付

	決定通知書の写し及び法人設立届出書の写し又は法人設立（設置）届の写し
第3条第1項第5号アに規定する要件を満たす者	別表第1に掲げる書類
第3条第1項第5号イ(ア)に規定する要件を満たす者	次の各号のいずれかの書類 (1) 関係団体が発行する農林水産業に従事していることが確認できる書類 (2) 個人事業の開業届出書の写し又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し (3) 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書の写し (4) 法人設立届出書の写し又は法人設立（設置）届の写し (5) 異動届出書の写し又は法人異動届の写し
第3条第1項第5号イ(イ)c に規定する要件を満たす者	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類 (1) 個人事業主 個人事業の開業届出書の写し又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し (2) 法人経営者 法人設立届出書の写し又は法人設立（設置）届の写し
第3条第1項第5号イ(イ)d に規定する要件を満たす者	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類 (1) 個人事業主 個人事業の開業届出書の写し又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し (2) 法人経営者 異動届出書の写し又は法人異動届の写し
第3条第1項第5号イ(イ)e に規定する要件を満たす者	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類 (1) 個人事業主 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書の写し又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し

	(2) 法人経営者 異動届出書の写し 又は法人異動届の写し
東京 2 3 区外の東京圏から東京 2 3 区 の法人等へ通勤していた者	次の各号のいずれかの書類。ただし、当 該書類により、東京 2 3 区の法人等に通 勤していたことが確認できない場合に あつては、当該書類及び東京 2 3 区内の 法人等に通勤していたことを証する本 人の申立書 (1) 雇用保険被保険者離職票の写し (2) 雇用保険被保険者資格喪失確認 通知書の写し (3) 雇用保険被保険者資格取得届出 確認照会回答書の写し (4) 東京 2 3 区で通勤していた法人 等が交付した雇用保険加入期間、在 勤地及び在勤期間の分かる証明書
東京 2 3 区外の東京圏から東京 2 3 区 に通勤していた法人経営者	登記簿謄本ほか移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間の分かる書類
東京 2 3 区外の東京圏から東京 2 3 区 に通勤していた個人事業主	確定申告書の写しほか移住元での在勤 地及び 5 年間の在勤期間の分かる書類
第 3 条第 1 項第 1 号ア（ア）のただし書 きに規定する要件を満たす者	大学等が発行する卒業証明書等在学期 間や卒業校の分かる書類
移住元において胎児であつて、移住後に 出生した者と同一世帯に属する者	母子健康手帳の写し、妊産婦医療費助成 制度の受給を証明する書類の写し又は 医療機関が発行した妊娠を証明する書 類の写し